



(公認会計士又は監査法人と被監査会社等との特別の利害関係)

**第二条** 法第百九十九条の二第四項に規定する公認会計士(公認会計士法第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。以下同じ。)に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号については、連結財務諸表等(連結財務諸表、第一種中間連結財務諸表及び第二種中間連結財務諸表をいう。次項において同じ。)の連結財務諸表をいう。次項において同じ。)の法第一百九十三条の二第一項の監査証明(以下「監査証明」という。)に関する場合に限る。

一 公認会計士法第二十四条第一項又は第三項(これらの規定を同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)に規定する関係を有する場合

二 公認会計士法第二十四条の二(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合

三 公認会計士法第二十四条の三第一項(同法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定により同法第二十四条の三第三項に規定する監査関連業務を行つてはならない場合

四 監査証明を受けようとする会社その他の者(以下「被監査会社等」という。)について行う監査に補助者として従事する者(以下「補助者」という。)が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令(昭和二十七年政令第三百四十三号)第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に規定する関係を有する場合

五 公認会計士の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に規定する関係を有する場合

六 公認会計士若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社等の連結子会社(連結財務諸表を提出すべき財務局長又は福岡財務支局長をいう。第五条において同じ。)に提出しなければならない。

2

表規則第二条第四号に規定する連結子会社をいい、被監査会社等が外国会社（開示府令第一条第二十号の四に規定する外国会社をいう。以下この号及び第四条第一項第一号りにおいて同じ。）である場合にあつてはこれに相当する会社をいう。次項及び第四条第一項第一号りにおいて同じ。）又は持分法適用会社（連結財務諸表規則第二条第八号に規定する持分法が適用される非連結子会社（同条第六号に規定する非連結子会社をいう。同項第一号りにおいて同じ。）又は関連会社（同条第七号に規定する関連会社をいう。）をいい、被監査会社等が外国会社である場合にあつてはこれらに相当する会社をいう。次項において同じ。）との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者については、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

法第九百九十三条の二第四項に規定する監査法人に係る内閣府令で定めるものは、次のいずれかに該当する場合における関係とする。ただし、第六号から第九号までについては、連結財務諸表等の監査証明に關する場合に限る。

一 公認会計士法第三十四条の十一第一項に規定する関係を有する場合

二 公認会計士法第三十四条の十一の二第一項又は第二項の規定により同法第二条第一項の業務を行つてはならない場合

三 被監査会社等についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員又はその配偶者が、公認会計士法第三十四条の十一第三項に規定する関係を有する場合

四 補助者が、公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号、第四号から第六号まで、第八号若しくは第九号に規定する関係を有する場合

五 被監査会社等についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員の二親等以内の親族が、公認会計士法第二十四条第一項第一号又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号に規定する関係を有する場合

六 監査法人が、被監査会社等の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第三十四条の十一第一項第一号又は公認会計士法第

第六

七 施行令第十五条第一号から第三号までに規定する関係を有する場合

七 被監査会社等についての監査証明に係る業務を執行する監査法人の社員若しくはその配偶者又は補助者が、被監査会社等の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号まで（補助者にあつては、同号を除く。）に規定する関係を有する場合

八 監査法人の社員のうちに、被監査会社等の持分法適用会社の取締役、執行役、監査役若しくは使用人である者がある場合又は被監査会社等の連結子会社若しくは持分法適用会社との間に公認会計士法第十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに規定する関係を有する場合

九 監査法人の社員の半数以上の者が、本人又はその配偶者につき、被監査会社等の連結子会社又は持分法適用会社との間に公認会計士法第二十四条第一項第一号若しくは第二号若しくは第三項又は公認会計士法施行令第七条第一項第一号若しくは第四号から第七号までに規定する関係を有する場合

(監査証明の手続)

第三条 財務諸表、財務書類又は連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明は、財務諸表等の監査を実施した公認会計士又は監査法人が作成する監査報告書（その作成に代えて電磁的記録（法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により、第二種中間財務諸表又は第二種中間連結財務諸表（以下「第二種中間財務諸表等」という。）の監査証明は、第二種中間財務諸表等の監査（以下「中間監査」という。）を実施した公認会計士又は監査法人が作成する中間監査報告書（その作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。）により行うものとする。

1

前項に規定する監査報告書、中間監査報告書及び期中レビュー報告書に係る電磁的記録は、作成者の署名に代わる措置として、作成者による電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第二百二号）第二条第一項の電子署名をいう。）が行われているものでなければならぬ。

第一項の監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書は、一般に公正妥当と認められる監査に関する基準及び慣行に従つて実施された監査、中間監査又は期中レビューの結果に基づいて作成されなければならない。

金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された次に掲げる監査に関する基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる監査に関する基準に該当するものとする。ただし、第五号に掲げる基準は、次項の規定により適用される場合に限る。

一 監査基準

二 中間監査基準

三 監査に関する品質管理基準

四 期中レビュー基準

五 監査における不正リスク対応基準

一 その発行する有価証券が法第二十四条第一項第一号又は第二号に該当することにより同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円未満又は最終事業年度に係る損益計算書による売上高（事業収益及び営業収益その他これに準ずるもの）を含む。以下この号において同じ。）の額若しくは直近三年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上高の額

二 その発行する有価証券が法第二十四条第一項第三号又は第四号に該当することにより同項の規定により有価証券報告書を提出しなければならない会社（最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額が五億円未満又は最終事業年度に係る損益計算書による売上高（事業収益及び営業収益その他これに準ずるもの）を含む。以下この号において同じ。）の額若しくは直近三年間に終了した各







号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする。

監査の対象となつた連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合には、第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準については、修正国際基準を記載するものとする。

前項の規定は、中間監査の対象となつた第二種中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第一号イ(2)並びに第十二項第一号及び第二号」と読み替えるものとする。

第二十六項の規定は、期中レビューの対象となつた第一種中間連結財務諸表が修正国際基準に準拠して作成されている場合について準用する。この場合において、同項中「第一項第一号イ(2)並びに第三項第一号及び第二号」とあるのは、「第一項第三号イ(2)、第十七項各号及び第十八項第四号」と読み替えるものとする。

(監査概要書等の提出)

**第五条** 公認会計士又は監査法人は、法第一百九十三条の二第六項の規定により提出すべき報告又是資料の一部として、監査、中間監査又は期中レビュー(以下「監査等」という。)の従事者、監査日数その他当該監査等に関する事項の概要を記載した概要書を、当該監査等の終了後当該監査等に係る第一条各号に掲げる書類を提出すべき財務局長等に提出しなければならない。

前項に規定する概要書は、次の各号に掲げる監査等の区分に応じ、当該各号に定める様式により作成しなければならない。

一 財務諸表等(特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第一号第九号に規定するファンド及び同条第九号の四に規定する信託財産(以下この項において「ファンド及び信託財産」という。)に係る財務諸表等を除く。)の監査に係る概要書 第一号様式

二 第二種中間財務諸表等(ファンド及び信託財産に係る第一種中間財務諸表等を除く。)の中間監査に係る概要書 第二号様式

三 ファンド及び信託財産に係る財務諸表等の監査及び第二種中間財務諸表等の中間監査に係る概要書 第三号様式

**第六条** 公認会計士又は監査法人は、監査等の終了後遅滞なく、当該監査等に係る記録又は資料を当該監査等に係る監査調書として整理し、これをその事務所に備えておかなければならぬ。(監査證明に係る書類の財務局長等の受理)

**第七条** 監査證明を行うに当たり特定発行者(法第一百九十三条の二第一項に規定する特定発行者をいう。第九条第一項第二号において同じ。)における法令違反等事実(法第一百九十三条の三第一項に規定する法令違反等事実をいう。)を発見した公認会計士又は監査法人は、当該事実の内容及び当該事実に係る法令違反の是正その他適切な措置をとるべき旨を書面又は次条について他に適切な者がある場合には、当該者に対する方法により、当該特定発行者の監査役又は監事その他これらに準ずる者(法第一百九十三条第一項に規定する適切な措置をとることについて他に適切な者がある場合には、当該者)に対して通知しなければならない。

(情報通信の技術を利用する方法)

**第八条** 法第一百九十三条の三各項に規定する内閣府令で定めるものは、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイアルに記録する方法とする。

(意見の申出の手続)

**第九条** 法第一百九十三条の三第二項の申出をしようとする公認会計士又は監査法人は、次に掲げる

ことによる事項を記載した書面を、金融庁長官に提出しなければならない。

一 公認会計士又は監査法人の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地

二 特定発行者の商号又は名称及第百九十三条の三第一項の規定による通知を行った日

三 意見の要旨

四 意見の内容(法第一百九十三条の三第二項第一号に掲げる事項及び同項第二号に掲げる事項の別に記載すること。)

五 前項第一号に規定する氏名については、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)第三十条の十三に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名を括弧書で併せて記載することができる。

六 (監査調書の作成及び備置)

七 第一条の規定は、会社が、証券取引所の規則に定める有価証券の上場に関する特別の基準(有価証券の上場申請に係る監査報告書の提出について、特別の定めがあるものに限る。以下「上場特別基準」という。)により、当該証券取引所に発行株式を上場しようとする場合において、当該証券取引所の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により提出する届出書に含まれる最近事業年度の直前事業年度に係る財務諸表及び最近連結会計年度の直前連結会計年度に係る連結財務諸表が平成八年一月一日前に開始する事業年度又は連結会計年度に係るものである場合には、当該財務諸表及び当該連結財務諸表については適用しないことができる。

八 第一条の規定は、会社が、上場特別基準により、証券取引所に発行株式を上場した場合において、法第二十四条第二項の規定により提出する有価証券報告書に含まれる最近事業年度の直前事業年度に係る財務諸表及び最近連結会計年度の直前連結会計年度に係る連結財務諸表が平成八年一月一日前に開始する事業年度又は連結会計年度に係るものである場合には、当該財務諸表及び当該連結財務諸表については適用しないことができる。

九 第一条の規定は、会社が、証券業協会の規則に定める有価証券の登録に関する特別の基準(以下「店頭特別基準」という。)により、当該証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券(法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいふ。以下同じ。)として登録しようとする場合において、当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により提出する届出書に含まれる最近事業年度の直前事業年度に係る財務諸表及び最近連結会計年度の直前連結会計年度に係る連結財務諸表が平成七年十月十一日前に開始する事業年度又は連結会計年度に係るものである場合

る事業年度の翌事業年度を構成する中間会計期間に係る中間財務諸表

三 事業年度(設立日の日の属する事業年度を除く。)の末日ににおける資本の額が五億円未満かつ当該事業年度及び当該事業年度の直前事業年度の末日ににおける負債の合計金額がそれぞれ二百億円未満の銀行等(当該事業年度の翌事業年度を構成する中間会計期間に係る中間財務諸表)

一 設立日の日の属する事業年度の末日ににおける資本の額が五億円未満の銀行等(当該事業年度の翌事業年度に係る財務諸表等)設立の日における資本の額が五億円未満の銀行等(当該設立の日の属する事業年度に係る財務諸表等)

二 設立日の日の属する事業年度の末日ににおける負債の合計金額がそれぞれ二百億円未満の銀行等(当該事業年度の翌事業年度に係る財務諸表等)

三 事業年度(設立日の日の属する事業年度を除く。)の末日ににおける負債の合計金額がそれぞれ二百億円未満の銀行等(当該事業年度の翌事業年度に係る財務諸表等)

四 関係する内閣府令第一号第九号に規定するファンド及び同条第九号の四に規定する信託財産(以下この項において「ファンド及び信託財産」という。)に係る財務諸表等を除く。)の監査に係る概要書 第一号様式

五 第一条の規定は、会社が、証券業協会の規則に定める有価証券の登録に関する特別の基準(以下「店頭特別基準」という。)により、当該証券業協会に発行株式を店頭売買有価証券(法第七十六条に規定する店頭売買有価証券をいふ。以下同じ。)として登録しようとする場合において、当該証券業協会の規則により発行株式の募集又は売出しを行うため、法第五条第一項の規定により提出する届出書に含まれる最近事業年度の直前事業年度に係る財務諸表及び最近連結会計年度の直前連結会計年度に係る連結財務諸表が平成七年十月十一日前に開始する事業年度又は連結会計年度に係るものである場合







財務諸表及び財務諸表、中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期連結財務諸表及び半期財務諸表の監査証明について適用し、同日開始する連結会計年度及び事業年度に係る前に開始する連結会計年度及び事業年度に係る連結財務諸表及び財務諸表、中間連結財務諸表及び中間財務諸表並びに四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の監査証明については、なお従前の例による。

財務諸表及び事業年度に属する四半期会計期間等に係る四半期財務諸表の監査証明については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十三年三月三一日内閣府令第一〇号）抄  
(施行期日)

第一条 この府令は、平成二十三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。  
（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第一項の規定による改正後の才務省長等

は依る中間連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に開始する中間連結会計期間等に係る中間連結財務諸表等の監査証明について、なお従前の例によることができる。

五 新監査証明府令様式第一号 平成二十三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例によることができる。

六 新監査証明府令様式第二号 平成二十三年四月一日以後に開始する中間連結会計期間等に係る中間連結財務諸表等の監査証明について適用する。

に事業年度に属する四半期会計期間及び四半期累計期間（第二号ごとに「四半期会計期間

21  
この府令は、公布の日から施行する。  
この府令による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第三条第三項及び第四項の規定は、平成二十六年三月三十一日以後終了する事業年度及び連結会計年度（以下「事業年度等」という。）に係る財務諸表及び連結財務諸表（以下「財務諸表等」という。）の監査証明並びに平成二十六年九月三十日以後終了する中間会計期間及び中間連結会計期間（以下「中間会計期間等」という。）に係る中間財務諸表及び中間連結財務諸表（以下「中間財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、平成二十六年三月三十一日前に終了する事業年度等に係る財務諸表等及び平成二十六年九月三十日前に終了する中間会計期間等に係る中間財務諸表等の監査証明については、なお従前の例によること。

（施行期日）  
**第一条** この府令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

**第六条** この府令の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの府令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（平成二五年五月二十四日内閣府令）

この府令の施行後は、内閣府令の規定によるものとし、明に規定する内閣府令の規定とは、平成二十三年四月一日以後開始する事業年度に係る中間財務諸表若しくは四半期財務諸表又は連結会計年度に係る中間連結財務諸表若しくは四半期連結財務諸表について適用し、同日前に開始する事業年度に係る中間財務諸表若しくは四半期財務諸表若しくは四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。

この府令は、公布の日から施行する。

二 新監査証明府令第四条第二項及び第二十二項 平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表の監査証明について適用する。

三 新監査証明府令第四条第二十三項 平成二十八年四月一日以後に開始する中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表の監査証明について適用する。

四 新監査証明府令第四条第二十四項 平成二

出会社が新連結財務諸表規則第九十三条又は第九十四条の規定により作成する場合に適用する。この場合において、新監査証明府令第一条第四号の規定の適用については、同号中「法第五条第一項又は第二十四条第一項若しくは第三項の規定により提出された届出書又は有価証券報告書」とあるのは、「法第五条第一項、第二十四条第一項若しくは第三項又は第二十四条の四の七第一項の規定により提出された届出書、有価証券報告書又は四半期報告書（第一・四半期報告書を除く。）」とす

**第五条** 第四条の規定による改正後の財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（以下この条において「新監査証明府令」という。）の規定の適用は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 新監査証明府令第一条第十一号の二 平成二十八年三月三十一日以後に終了する連結会計年度に係る連結財務諸表を連結財務諸表提部改正に伴う経過措置)

(財務諸表等の監査証明に関する内閣府令の一  
第一條) この府令は、公布の日から施行する。

(施行期日) 第二条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年八月二〇日内閣府令第五七号) 抄

(施行期日) 第一条 この府令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年九月四日内閣府令第 五二号) 抄

(施行期日)  
第一条 本令は、公布の日から施行する。

十一年大蔵省令第二十八号。以下この項及び次  
条第二項において「連結財務諸表規則」とい  
う。) 第九十三条に規定する国際会計基準に基  
づいて作成した連結財務諸表を米国証券取引委  
員会に登録している連結財務諸表規則第一条の  
二に規定する指定国際会計基準特定会社又は米  
国預託証券の発行等に關して要請されている用  
語、様式及び作成方法により作成した連結財務  
諸表(同項において「米国式連結財務諸表」と  
いう。) を米国証券取引委員会に登録している

新監査証明府令第四条第一項第一号（三を除く。）、第三項、第四項、第六項から第八項（第九号を除く。）まで及び第一号様式の規定は、令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なほ前記の例による。

る」から第十項までの規定は、令和三年三月三十一日以後に終了する連結会計年度及び事業年度（以下この条において「連結会計年度等」という。）に係る連結財務諸表、財務諸表及び財務書類（以下この条において「連結財務諸表等」という。）の監査証明について適用し、同日前に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、なお従前の例による。ただし、令和二年三月三十一日以後に終了する連結会計年度等に係る連結財務諸表等の監査証明については、これらの規定を適用することができる。

累計期間に係る四半期連結財務諸表の監査証用二つにて適用する。



(11) 「監査上の主要な検討事項」には、監査上の主要な検討事項の内容、監査上の主要な検討事項であると決定した理由及び監査上の主要な検討事項に対する監査における対応について記載すること。

第二号様式

審査担当者	合計	
2. 教育実績 3. 領域教育の前に実施する注記に係る事項 ..... 4. 地域指導の有無及び事由  (記載上の注意)		

第三号様式	(平成15年4月1日、令和元年3月1日、令和2年3月1日、令和3年3月1日、令和4年3月1日)
「ファンダム」及び「好利来」に係る監査監視選定書(表題)	
年 月 日 監査	
計務(支) 局長 様	公認会計士の事務所名及び監査 又は監査法人の名称
事務所又は監査法人の所在地	
監査監視選定書	

	年	月	日	から		
	年	月	日	まで		
	年	月	日	から		
	年	月	日	まで		
	年	月	日	から		
	年	月	日	まで		
	年	月	日	から		
	年	月	日	まで		

(記載上の仕事)

- 1. 姓を改めた者においては、旧姓及び名を氏名を記載する欄には漢字で併せて記載することができる。
- 2. ファミリ名及び姓氏扶助欄ごとに名前及び有部延喜式書、有部延喜式略書又は平假名表書に付された番号を記載すること。
- 3. 漢字又は平假名で「別表」を参考に記載すること。

新規登録式	開示レコード(概要)(表紙)
対象(会員)登録	年 月 日提出
公認会計士の名前(姓と氏名) 又は監査法人の名称	
事務所又は監査法人の所在地	
電話番号	
被監査会社名の一覧(表紙)	
(本書添付枚数: 共通表)	(日本規則規格 A4 230×297ミリメートル)
開示レコード(概要)	
開示用紙面の枚数(表紙)	
監査法人の名前(姓と氏名)又は監査法人の名称	
第一種中間財務諸表 第 四に係る中間会計期間	
第一種中間連結財務諸表 中間連結会計期間	
年 月 日から 年 月 日まで	
第一回 監査人等の概況	
1. 監査責任者の氏名	
2. 職務の内容	
3. 監査人の資格状況	
4. 組織監査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等	
監査的の範囲	
第二回 第四回の監査記述等	
1. 開示レコードの実施監査	
2. 開示レコードの結果	

第三回 監査の前提に関する注記に係る事項

4. お取扱いの有無及び事由

(記載上の注意)  
監査報告書に記して記載すること。